

第十七回 宗教法学会・報告

宗教団体内部紛争と司法介入抑制の法理

法 性 祐 正

(龍谷大学)

はじめに

従来、我が国において、宗教団体内部紛争への司法介入の問題は、もっぱら司法権の本質と結社の自由の観点から検討され、「憲法二〇条等からうかがわれる宗教団体の特殊性」^[1]についてはほとんど考慮されてこなかったように思われる。しかし、宗教団体内部紛争への司法介入の問題を考察する場合には、信教の自由あるいは政教分離原則の観点からの検討も必要ではないかと考える。

本稿ではアメリカで宗教団体内部紛争に適用されてきた判例理論を検討することで合衆国憲法修正第一条の宗教条項上の論点を浮き彫りにし、我が国の問題を考察する上での手掛かりを求めたい。

I 黙示信託理論 (Implied Trust Theory)

「黙示信託理論」とは、宗教団体の財産は特定の教義の維持のため存在するとの前提に立ち、たとえ特定の教義の維持のために信託されていることを明示する規定が存在しなくても、そのような黙示の信託があるとみなす

判例理論である。

この「黙示信託理論」は、イギリスの「黙示信託理論」を母体としている。イギリスとアメリカの「黙示信託理論」を区別する特徴は、アメリカでは「教義逸脱審査」(departure from doctrine rule)が併用されていたことである。これは、仮に教義逸脱の事実が認められたとしてもそれをもって直ちに信託違反とはせず、さらにその逸脱された教義が宗教団体の基本的な教義であり、かつ逸脱の程度が根本的であると認められる場合に限りて教義逸脱とみなす審査である。イギリスでは厳格に教義逸脱の有無を判断していたので、宗教団体の教義展開の自由を著しく阻害する弊害が生じていたが、アメリカでは前述の審査を用いることによって、そのような弊害を解消することが可能となった。また、イギリスの場合には現実的にみて妥当性に欠ける結果を招く虞れがあったが、アメリカでは教義逸脱審査を用いることによってそのような結果に陥いることを回避し、柔軟な対応ができたのである。

しかしながら「黙示信託理論」の下では、裁判所の教義審査は不可避であった。一九六九年に、連邦最高裁判所は、「黙示信託理論」は修正第一条に違反するとの判決を下し、^②裁判所の教義審査には、「宗教教義の自由な展開を禁止し、純粹に宗教上の事項に世俗の利害関係を関連させてしまう」^③危険性が内在することを明確に指摘した。この判決では、単に「修正第一条」としか表現されておらず、具体的に信教の自由条項あるいは国教樹立禁止条項と関連した記述はないが、当然、信教の自由条項は念頭に置かれていたであろうし、さらに、「過度のかわり合い(excessive entanglement)」の禁止をも示唆していたと読み取ることができる。

II 尊重説 (Deference Doctrine)

Watson v. Jones, 80 U.S. (13 Wall) 679 (1871) で提唱された「尊重説」とは、宗教団体内部紛争を類型化して、財産使用に関する明示の規定がある場合にはそれに従い、明示の規定がない場合には宗教団体の組織構造に応じてそれぞれの宗教団体の内部における意志決定手段を探ってその決定に裁判所が拘束されるとする判例理論である。この「尊重説」は、まず宗教団体内部紛争を、①財産使用に関する明示の規定がある場合と、②明示の規定がない場合に分類し、明示の規定がない場合には、さらに②—i バプテスト教会などに代表される会衆的な宗教団体 (congregational church) の場合と、②—ii カトリック教会などに代表される階層的な宗教団体 (hierarchical church) の場合に類別する。会衆的な宗教団体の場合には紛争処理の権限を持つとされている役職者があればその決定に裁判所は従い、もし存在しない場合には会衆の多数決に裁判所は従う。また、階層的な宗教団体の場合には、宗教団体内部の最高審判機関の決定に裁判所は従うとされる。

この三番目の類型に当たる階層的な宗教団体に上記のアプローチを適用する理由として三つの理由が挙げられている。まず第一に、審判機関を設置する権利そのものを宗教団体の信教の自由として把握していたということ。第二に、宗教団体に加入する際にその構成員は宗教団体の審判機関の決定に従うという「暗黙の同意」(implied consent) を与えたとする擬制をなし、その審判機関の下した決定を裁判所が覆すことは、「暗黙の同意」を無に帰せしめ審判機関設置の意義を失わせてしまうことが挙げられている。第三に、宗教上の問題に関する裁判所の審査能力には限界があるとの自覚である。

尊重説の特徴として、信教の自由の保障の観点に基づいた宗教団体の意志決定に対する裁判所の尊重の態度と、そこから導き出される宗教団体への不介入の姿勢が指摘できる。

尊重説を厳格に適用した場合、宗教団体の意志決定機関に無制約の権限を認めることになり、それは国教樹立に該当する虞れがあるのではないかとの懸念があった。それゆえ Watson 事件以後の諸判決は、裁判所の介入が許容される例外的な場合も存在することを認めてきた。しかし現実には裁判所が介入した事例はほとんど存在せず、また裁判所の審査が許容される場合として詐欺 (fraud)・共謀 (Collusion)・専断 (arbitrariness) が例示されてきたがその具体的な内容の説明は今日まで全くされてこなかった。のみならず、一九七六年の Serbian Eastern Orthodox Diocese v. Dionisije Milivojevic, 426 U.S. 696 (1976) において、「専断」を理由とする裁判所の介入は禁止され、残りの「詐欺」「共謀」についても将来それを理由に裁判所が介入する可能性は少ないといわれている。⁽⁶⁾

以上の概観からは、尊重説が適用された事例において、連邦最高裁は宗教団体の自治に委ねるべき事項というものを一貫して拡大してきたと言つてよいであろう。宗教団体の自治に委ねられるべき事項として、信仰・教義上の問題、宗教上の懲戒処分、聖職者の任命、教団行政 (church administration)、教団運営 (operation of the churches)、教団統治 (church government)、教団組織 (church polity) が挙げられている。⁽⁷⁾

(2) 尊重説の問題点

尊重説点の問題点は、大きく二つに分類することができる。

第一の問題は、「暗黙の同意」に関する問題点である。審判機関の下した宗教上の判断に基づいて紛争を処理

することは審判機関の正当とみなす宗教を国教化することにほかならず、審判機関と対立する信者の信教の自由を侵害するとの批判がなされてきた。それに対して尊重説は、紛争処理に関する信者間の事前の取り決め(すなわち「暗黙の同意」)に裁判所は従うに過ぎず、裁判所が自ら宗教上の問題を判断するのではないと反論する⁽¹³⁾。この「暗黙の同意」の存在が、尊重説の合憲性の論拠となっている。

この「暗黙の同意」に対する批判は大きく二つに分けることができる。まず一番目に、「暗黙の同意」は絶対的かつ無条件なものではなく、限定的かつ条件付きのものであり、下位の宗教団体に一定の範囲で自律権が付与されている場合も少なくないことが挙げられている。すなわち、日常的な活動や財産処理、もしくはは下位宗教団体の聖職者の選任権は多くの場合、下位の宗教団体に与えられている事実が指摘されており、そもそも上位の審判機関には権限が存しない事項もあり得る。また審判機関が内部規則に違反した決定を下した場合それは「暗黙の同意」を反古にしたことになり、その場合に内部規則に反する審判機関の決定を裁判所が認めることは、一方の側の宗教的観念をそれに反対する信者に押し付けることになるので、先に挙げた尊重説に対する批判を免れることはできない。

「暗黙の同意」の二番目の問題点は、個々の宗教団体の権限配分の仕方の多様性に対応し難いことである。尊重説の類型化は宗教団体の組織構造に応じて会衆的な宗教団体と階層的な宗教団体とに二分する。しかし階層的な宗教団体はさらにローマ・カトリック教会に代表される監督的な組織構造(episcopal polity)を持つものと長老派教会に代表される教会会議もしくは連合的な組織構造(synodical or associational polity)を持つものに分類するのが一般的である。実際にはもっと細かな宗教団体の類型化がなされることを考え合わせれば、尊重説の類型化は単純すぎて現実の権限配分を反映しない場合も十分予想される。

尊重説に対する二番目の批判は、「過度のかわり合い」に該当する虞れが大きいことである。尊重説は宗教団体の組織構造を審査して裁判所の従うべき審判機関を定めてその判定を確認するため、宗憲・宗規・慣行など宗教上の事項に深く立ち入った審査を余儀なくされることも少なくない。特に類型化が困難な宗教団体の場合（例えば、ルーテル教会は一方で会衆的な宗教団体であると認識され、他方では階層的な宗教団体であると認定されるなど裁判所によってかなり判断が異なつた）、それが一層顕著になる。また、審判機関の認定が困難な場合（当事者間で審判機関の正統性が争われている場合もこれに含まれる）も同様の問題を生じ得る。

III 中立説 (Neutral Principles of Law)

(1) 中立説の概要

中立説は、一九六九年に前述の *Hill* 事件で「全ての財産紛争に適用されるべく展開され、財産が授与される宗教団体を国教として樹立することなく適用できる」¹⁶ 判例理論として提唱され、宗教団体を他の公益団体と同等に扱う点と裁判所は宗教上の事項を全く判断してはいけな点とする点にその特徴を認めることができる。それゆゑ中立説は、国家の中立性と「過度のかわり合い」の回避を骨子とするものと言ひ得る。中立説では、礼拝・儀式・教義などに関わる問題を裁判所が審査しない限り、どのようなアプローチを選択しても良いとされる。¹⁶ 現在まで裁判所によって中立説として適用されあるいは言及されたアプローチは、以下の四つである。

第一のアプローチは前述の尊重説である。ただしその適用が許されるのは、教義問題を解決することなく同時に宗教組織への過度の審査を行なうことなくしかるべき審判機関を決定できる場合に限定される。¹⁷

第二の選択肢として挙げられるのは名義説 (formal title doctrine) である。名義説は、捺印証書 (deed)、復帰条項 (reverter clauses) の有無、および一般州法人法 (general state corporation law) の定める宗教団体の財産の保有に関する規定を審査し、財産の所有名義保持者を確定してその者に財産の帰属を認めることによって紛争の解決を図るものであり、一般に中立説という場合この名義説を言うこともある。

第三のアプローチは、特別法を定めて宗教団体の紛争を解決する方法である。特別法の制定にあたっては教義問題や教団の運営に関する事項への州の介入の防止に十分配慮しなければならないことが条件として挙げられている。⁽¹⁸⁾

第四の「多数派代表の推定」のアプローチは、Jones v. Wolf, 443 U.S. 595 (1979) で初めて適用され、宗教団体の内部規則に紛争解決に関する規定が存在しない場合には、宗教団体は多数決原理で運営されると推定するものである。

以上の四つのアプローチの内いずれを選択するにしても、純粹に世俗的な用語のみに基づいて捺印証書・州憲・宗規等の書面を審査することが求められる。財産所有権等の法律上の問題については宗教団体が予め自己の望む解決方法を法的に承認し得る形で準備すべきであるという考え方が中立説の根底にあると言って良い。

(2) 中立説の問題点

第一の問題点としては、信教の自由にする「間接的な侵害」が考えられる。中立説においては、裁判所が審査できる証拠が限定されてしまうので、宗教団体内部の取り決めとは異なる解決方法に依らざるを得ない場合が生じてくる。宗教団体内部の取り決めとは異なる解決方法によって導き出された結論が、内部の取り決めから導か

れたであろう結論と異なる場合、これをどのように考えるべきであろうか。

この問題を考える場合に、Kurland教授の「厳格中立説」(strict neutrality doctrine)をめぐる議論が参考になる。Kurland教授の「厳格中立説」と中立説は、共に国家の宗教的中立性を強調し、宗教的な理由に基づくいかなる政府の活動も禁止する点に類似性が認められる。⁽¹⁹⁾「厳格中立説」では、ある特定の規制が個人の宗教活動に制約を課したとしても、その制約が宗教上の理由に基づくものでない限り、信教の自由に不利益な結果が生じたとしてもそれは何ら憲法上の問題を生じないとする。このような結論を導き出す「厳格中立説」は、信教の自由への「間接的な侵害」を看過するものであるとして、アメリカの学説・判例ともにほとんど受け入れられていない。⁽²⁰⁾

この「間接的な侵害」の具体的事例として、前述の「多数派代表の推定」を適用した Jones v. Wolf 事件を挙げることができる。Jones v. Wolf 事件では、宗派からの離脱をめぐり下位宗教団体内部で分裂が生じ、離脱に賛成する多数派とそれに反対する少数派のいずれが下位宗教団体の真の構成員であるかという問題が争われた。宗派の内部規則では、下位宗教団体の真の構成員を認定する権限は宗派から派遣された委員会にあると定められており、委員会は少数派が真の構成員であるとの認定を下していた。それにもかかわらず、Jones v. Wolf 事件の多数意見は「多数派代表の推定」というものを持ち出し事件を差し戻した。差し戻し審では、少数派が下位宗教団体の真の代表者であると認定した委員会の決定は「宗教団体の内部事項」にかかわる決定なので裁判所はそれを認識することができないとされ、結局、「多数派代表の推定」に基づいて多数派勝訴の結論を導き出したのである。これに対して少数意見は、このような中立説の適用は宗教団体内部の宗教上の紛争解決手段への「間接的な介入」であって許されないとした。

二番目の問題点は、名義説固有のものである。名義説は、下位宗教団体と上位宗教団体との間の財産紛争の解決においては有効に機能し得る。しかし、争われている財産の名義が下位宗教団体である場合あるいは役職名義とされている場合には、誰がその団体を構成し、誰が役職に就任しているのかということについてさらに判断されなければならないことになるが、名義説ではもはやこの問題に答えることができない。その意味で名義説は有効に機能する局面が限定されると判断せざるを得ない。また名義説では名義人に実際以上の権威を与えることになり、宗教上の権威がある程度損なわれてしまう危険性も指摘されている。²¹⁾

三番目の問題点として、内容に不明確な点が多いことがあげられる。まず第一に、前述の四つのアプローチ以外のアプローチが適用される可能性があること。例えば、宗教団体から懲戒処分を受けた聖職者がその懲戒処分を不当として宗教団体を相手取り損害賠償請求訴訟を提起することも考えられ、予見可能性の点ではかなり疑問があるのでないかと思われる。第二の問題として各アプローチを取るかは裁判所の裁量に委ねられている。このことは裁判所に柔軟な対応を保障する反面、複数の審査基準のいずれを適用するかでその結論が全く異なる場合にも重大な問題を生じるとの批判が加えられている。第三の問題は、中立説は国家の宗教的中立性を基本とし、そこから裁判所の「宗教上の事項」への「過度のかかわり合い」の回避を重視するにもかかわらず、中立説においてもそれが貫徹し難いことである。宗教上の概念や用語を多用する宗憲・宗規を審査対象に含めること自体、「過度のかかわり合い」に該当する虞れが十分にあると思われるからである。

(3) 中立説と尊重説の関係

アメリカでは一時期中立説と尊重説の関係を対立的に捉らえる見解も主張されていたが、今日では、両者の関係は中立説が尊重説を包括する関係にあると見る見解が支配的である。ただし両者の修正第一条の解釈には根本的な相違があることは見逃がしてはならない。尊重説は信教の自由の保障を政教分離原則よりも優先させていると認められるのに対して、中立説では国家の宗教的中立性もしくは国家と宗教の「過度のかかわり合い」の回避を重視するので複数のアプローチが選択可能な場合には、その差が特に表面化して結果に重要な影響を及ぼすからである。

IV 無干渉 (hand off) 説

無干渉説は、訴訟の結果を左右する重要な証拠が修正第一条によって禁止されている裁判所の教義解釈等を抜きに審理することができない性質のものであるときには、裁判所はその訴訟を受理することなく当事者間の自主的な解決に委ねるべきとする説である。この説に従った場合には、常に原告側の敗訴となり、現状維持の効果を待つことになる。我が国の最高裁の「板まんだら」判決で示した考え方は、この説に近いと思われる。この無干渉説の長所は、修正第一条の禁ずる宗教紛争とのかかわり合いを完全に回避できる点にある。²³⁾しかしアメリカでは学説・判例ともに無干渉説に対して全く消極的である。その理由として、平等な法律保護の必要性と実力行使の防止が挙げられている。²⁴⁾

V 司法介入の抑制と修正第一条

これまでは、個々の判例理論ならびに学説を個別に概観してきた。ここでは、修正一条との関連で生じる宗教団体内部紛争への司法介入の問題点を、より総合的に論ずることにする。

(1) 信教の自由条項上の制約——国家の介入からの自由——

信教の自由条項上の制約として裁判所は宗教団体の内部事項に介入することなく、それを宗教団体の自己決定に委ねることを求められる。このことは同時に政教分離条項からも要請される。すなわち、裁判所の宗教団体の内部事項への介入は、それが宗教的性格をもつ事項である限り、国家と宗教の「過度のかかわり合い」に該当し、政教分離条項によってそれは禁止されるからである。したがって、信教の自由への侵害が同時に政教分離に違反することになることも少なくない。

国家の介入からの自由が宗教団体に認められる理由として二つ考えられる。一つは、国家の介入によって宗教団体の宗教活動は著しい制約を被ることになるという認識があること。もう一つは、宗教団体への参加は全く個人の自発性に委ねられており、宗教団体内部の紛争は自発的な解決に委ねるべきだという考え方が根底に存在していることである。

宗教団体の内部事項への国家の不介入に憲法上の保障が与えられることを「宗教団体自律権」(church autonomy)として捉らえるべきではないかという主張が近年有力になされている。この「宗教団体自律権」は、

単なる個人の信教の自由の集合とは異なる宗教団体固有の権利とされ、直接信仰とは関係しない事柄もその保障の範囲に含まれる。ただ、その具体的な範囲については、理論上、宗教団体の運営のあらゆる局面に拡大しう
るために明確ではない。⁽²⁶⁾ また、「宗教団体自律権」は主として国家の一般的規制からの宗教団体の免除という局
面の中で展開される所説であって、宗教団体内部紛争への司法介入の限定を考察する場合は若干異なる点は留
意しておく必要がある。

信教の自由条項との関連で最も重要かつ困難な問題点は、宗教団体の自治に委ねられる範囲の確定に関する問
題点である。

まず第一に、その範囲を確定するための審査基準として一体どのようなものが適切かということが問題になる。
個人の信教の自由の保障の審査基準として、近年アメリカでは、balancing test が適用されてきたが、それを宗
教団体内部紛争において適用することが果たして妥当であるのか。balancing test では、単に義務を免れるため
あるいは何らかの利益を得るための口実として宗教を用いていないという意味での誠実さ (sincerity) と、ある
特定の行為が宗教教義上中心的な位置を占めるものであるか (centrality) という二つの要素をまず考慮するが、
個人の場合にはその人の過去の言動であるとか信仰活動がどのようなものであったかということとそれらを判断
することができる。しかし宗教団体の場合には、同じ信仰を持つ人々の集合と考えられるが、教義・信仰等のす
べての点で完全に一致することは稀である。内部で対立が生じている場合や、あるいは時代によって教義が変遷
する場合も当然考えられるが、そのような場合に宗教団体の誠実さとか中心性をどのように判断するのが、
balancing test を適用する際に、問題となる。⁽²⁷⁾

仮に balancing test の適用が許されるとしても、government interest あるいは compelling interest として

どういった利益がその中に含まれるのかという問題が残る。個人の生命、身体の安全および善良な社会秩序の維持がその中に含まれることに關しては異論は生じないであろうが、さらに公正の観念あるいは適正手続きの保障も含まれるのかということに關しては、議論の余地がある。例えば Brennan 裁判官は次のように述べている。「宗教上の決定は、それが合理的であろうとなかろうと客観的な基準を持って評価し得るものであろうとなかうと信仰の問題として到達されているのであり、それを信仰の問題として受け入れるべきことが信仰の本質なのである。それゆえ、根本的公平 (fundamental fairness) あるいは許されざる目的といった世俗の観念を含む適正手続きという憲法上の概念は、右の宗教上の認識の問題とほとんど関係ない」と。⁽²⁶⁾

この見解は極端すぎるといふ批判も当然予想されるが、たとえ Brennan 裁判官の見解を極端として斥けたとしても、そこから直ちに、宗教団体に対しても他の公益法人と同様に適正手続きあるいは公正の観念が要求される訳ではないことに留意すべきである。すなわち、宗教団体を他の公益法人と全く同一に扱うことは宗教団体のもつ特殊性に対する配慮に欠けるうらみがあると思われることに加えて、宗教団体に適正手続きあるいは公正の観念といたたいわゆる「外部の理論」を押しつけることにより宗教団体の自律的な内部規範形成を侵害する虞れもあることから、この点については慎重な取り扱いが要求されるのである。

三番目の問題として、宗教団体の活動を世俗的か宗教的かによって分類し、世俗的なものに対しては裁判所の介入を認める理論が最近アメリカで主張されているが、世俗的な宗教団体の活動と宗教的な宗教団体の活動を客観的かつ明確に分類することが容易になし得るのかという問題がある。このような分類には二つの疑問がある。まず世俗的か宗教的かを判断することに関して、外部の評価と宗教団体自身の認識との間にギャップが存在するのではないかと考えられることである。一例として、キリスト教系の宗教団体の運営する病院を挙げることがで

きる。一般の者にとって医療行為は全く世俗的な活動とみなされるであろうが、病院を運営する大部分の宗教団体にとって、それはその宗教団体の伝道活動 (religious mission) と位置付けられているのである。⁽²⁹⁾

次に、宗教活動に対する萎縮効果の危険性 (the danger of chilling religious activity) があるのではないかという疑問が生じる。このことは Corporation of Presiding Bishop v. Amos, 97 L. Ed. 2d 273 (1987) で指摘された。この判決は、宗教団体内部紛争に関する事例ではなく、雇用において宗教上の差別を禁止する規定の宗教団体への適用を免除する旨の規則が制定されたことに対しその合憲性を争った事例であるが、相対多数意見は、宗教団体の活動が宗教的なのか否かという判断を世俗的な裁判所がすること自体問題であり、そのことは宗教団体に対して宗教活動の宗教性を否定された場合の予防措置を講じる負担を課することになると判示している。また、Brennan 裁判官は同意意見の中で、宗教団体の活動が宗教的なのか世俗的なのかを外部のものが判断するということは、宗教活動に対する萎縮効果の危険性の問題を生じせしめると指摘している。

宗教の自由条項上の制約の問題は、国家に対する宗教団体の自由の保障の問題として議論されることが多いが、宗教団体の宗教の自由の保障の問題としてのみ把握することは構成員の権利保護の観点に欠けるきらいがある。構成員の権利保護の問題は単に宗教の自由の問題に留まらず結社の自由の観点や裁判を受ける権利の観点からも検討されなければならない問題である。

(2) 政教分離条項上の制約——「過度のかかり合い」の回避——

政教分離条項も宗教の自由条項と同様に基本的には司法介入の抑制を要請すると言える。しかしながら、政教分離条項は司法介入を要請する根拠にもなりうる。政教分離条項に基づいて司法介入を要請する議論の多くは、

尊重説への批判として展開されている。前述のとおり尊重説は宗教団体内部での意思決定に対して例外的にしか審査を行わず多くの場合その決定に追従する傾向があり、その結果、特に階層的な宗教団体において、その意思決定機関を有利に扱う結果を生じていた。尊重説を批判する論者は、宗教団体内部の一方を有利に扱うことは国教樹立に該当し、あるいは他の公益法人と異なる判例理論を宗教団体にのみ適用することは宗教を理由とする差別であつて、その結果、宗教団体が他の公益法人よりも有利に扱われてしまう場合、それは政教分離条項に違反すると主張する。この批判に対しては、それが宗教団体の特殊性に対する配慮を欠き、憲法典に宗教条項が定められ信教の自由を保障する意図を明確にしていることを軽視したものであると反論できよう。

宗教団体内部紛争への司法介入を抑制する政教分離条項上の制約の中心は、「過度のかかわり合い」の回避にある。しかし、このことについても二つの問題点が残されている。

まずどのような審査が「過度のかかわり合い」として禁止されるのか、その判断基準が全く明らかにされていない点が指摘できる。特に、宗派系の学校に対する財政援助の問題の中で「過度のかかわり合い」が論じられる場合と宗教団体内部紛争への司法介入という場合とで、「過度のかかわり合い」の判断基準が異なるのかどうかということも検討されるべき課題ではないかと思われる。

さらに「過度のかかわり合い」の解釈の厳格さと信教の自由の保障の度合いは必ずしも比例しない点にも留意すべきである。これは裁判所が何らかの司法審査を行う場合に該当する議論であるが、「過度のかかわり合い」の回避の要件を緩く解釈する場合には宗教団体に保障される自治の範囲が狭まり裁判所の介入の恐れが増大するので、一般的には、厳格な解釈をすることで宗教団体の信教の自由はより広く保障されると言える。しかし、中立説の「間接的な侵害」を論じた際に指摘したように、あまりにも厳格に「過度のかかわり合い」の回避の要件

を解釈することは裁判所が宗教的な事項に対する配慮を全くすることができないとの結論を導き、かえって信教の自由を侵害する可能性がある。また逆に、尊重説は、「過度のかかり合い」を緩やかに解釈すべきだと主張しているが、それが宗教団体に保障する信教の自由の範囲は、他の判例理論と比較した場合、最も広いといえる。「過度のかかり合い」の回避の要件が、宗教団体の信教の自由の保障に関して二面性を有する点は看做されるべきでない。

おわりに

以上、アメリカにおける宗教団体内部紛争に適用されてきた判例理論を概観し、若干の検討を加えてきた。ここで第一に確認されなければならない点は、アメリカでは宗教団体内部紛争への司法介入のあり方が修正第一条の宗教条項上の問題として議論されてきたことである。宗教条項をめぐる様々な問題点の中で最も根本的で重要な論点は、信教の自由と政教分離原則が対立する場合に両者の関係をどのように解釈すべきであるかという問題である。尊重説と中立説のいずれを適用すべきかが争われる場合にこの問題は表面化してくる。

本稿での検討からもうかがえるように、アメリカの判例理論にはなお多くの問題点が未解決のまま残されており、またアメリカと日本では問題状況も異なるので、アメリカの議論をそのまま日本で適用しうる訳ではない。しかし、宗教団体内部紛争に対する司法審査の限界を論ずる場合、日本においても、信教の自由および政教分離原則との関連でどのような問題が生ずるのかを考察する必要性があると思われる。その検討に際しては、信教の自由と政教分離原則を個別に検討するのではなく、両者の関係をどのように捉えるべきかということまで考察すべ

きであらう。

はじめにでも述べたように、本稿は、宗教団体内部紛争への司法介入の問題を信教の自由および政教分離原則の観点から検討してきたが、全ての問題点がそれで解決される訳ではなく、宗教団体の構成員の権利保護をどのように図るかという問題は未解決のままである。それは前述の観点に加えて、結社の自由の観点からの検討とも合わせて考察すべき性質の問題であって、今後の課題である。

- (1) 佐藤幸治「司法権と団体内部の紛争」同『憲法訴訟と司法権』(日本評論社、一九八四年) 八七頁。
- (2) *Presbyterian Church in the United States v. Mary Elizabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church*, 343 U.S. 440 (1969).
- (3) *Id.* at 449.
- (4) *Watson v. Jones*, 80 U.S. (13 Wall.) 679, 728-29 (1871).
- (5) *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop of Manila*, 280 U.S. 1, 16 (1929).
- (6) Note, *Constitutional Law — First Amendment — The Role of Civil Courts in Church Disputes*, 1977 *Wisconsin Law Review* 904, 927 (1977).
- (7) 80 U.S. (13 Wall.) at 733.
- (8) *Kedroff v. Saint Nicholas Cathedral of the Russian Orthodox Church in North America*, 344 U.S. 94,107 (1952).
- (9) *Serbian Eastern Orthodox Diocese v. Dionisije Milivojevich*, 426 U.S. at 710.
- (10) 344 U.S. at 107.
- (11) *Id.* at 116.
- (12) 426 U.S. at 710.
- (13) Note, *Judicial Intervention in Church Property Disputes — Some Constitutional Considerations*, 74 *Yale L.J.* 1113, 1137 (1965).
- (14) *Adams & Hanlon, Jones v. Wolf: Church Autonomy and the Religion Clauses of the First Amendment*, 128 *Univ. of Pennsylvania L. Rev.*, 1291, 1331-32 and n. 202 (1980); Note, *Judicial Resolution of Intrachurch Disputes*, 83 *Columbia L. Rev.* 2007, 2023-24

- (1983).
- (15) 393 U.S. at 499.
- (16) 396 U.S. at 368.
- (17) *Id.* at 370.
- (18) *Id.*
- (19) Ellman, *Driven from the Tribunal: Judicial Resolution of Internal Church Disputes*, 69 California L. Rev. 1378, 1383 n. 17 (1981).
- (20) Kurland 教授の「厳格中立説」が連邦最高裁判所に全く受け入れられなかったことを示すものとして、*See Sherbert v. Verner*, 374 U.S. 398 (1963); *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205 (1972). 学説も「厳格中立説」には批判的である。 *See, e.g.*, L. Tribe, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* 821 (1978).
- (21) Note, *supra* note 13, at 1131.
- (22) *See, e.g.*, Note, *supra* note 6.
- (23) Ellman, *supra* note 19, at 1411.
- (24) Tribe, *supra* note 20, at 882; Casad, *The Establishment Clause and the Ecumenical Movement*, 62 Michigan L. Rev. 419, 432 (1964).
- (25) Pfeffer, *RELIGIOUS FREEDOM*, at 95; Tribe, *supra* note 20, at 882.
- (26) Laycock, *Towards a General Theory of the Religion Clauses: The Case of Church Labor Relations and Right to Church Autonomy*, 81 Columbia L. Rev. 1373, 1395 (1981).
- (27) *See* Bagni, *Discrimination in the Name of the Lord: A Critical Evaluation of Discrimination by Religious Organizations*, 79 Columbia L. Rev. 154 (1979).
- (28) 426 U.S. at 714-15.
- (29) *See* Ripple, *The Entanglement Test of the Religion Clauses — A Ten Year Assessment*, 27 UCLA L. Rev. 1195, 1236 and n. 242 (1980).

本稿は第一七回宗教法学会での報告に若干の加筆・修正をしてまとめたものである。なお、本稿で論じたアメリカの判例理論の詳細については、拙稿「宗教団体内部紛争と司法介入抑制の法理——合衆国憲法修正第一条との関連で——」龍谷法学二一巻二号三一頁（一九八八年）を参照されたい。